

日高川町水道協会が町内の水道施設の清掃ボランティア活動を実施しました

令和5年8月5日(出)に、日高川町水道協会の地域貢献事業の一環として、協会会員と町職員が参加し、町内各所の配水池やポンプ場13ヶ所で、草刈りなどの清掃活動を実施しました。

なお、この活動は、災害等の緊急時における水の確保のため、給水車や人が施設付近で安全

に作業ができるようにと、平成21年より毎年行われています。

日高川町水道協会 敬称略

- 会長：山本幸生(山本設備)
- 会員(8事業者)：山本設備、(株)大谷住宅設備、川口水環境、(株)旭屋、岡崎設備、野中水道、タニモト設備、森ポンプ店



紀州路クリーン大作戦が行われました

令和5年8月26日(出)に紀州路クリーン大作戦「23」として、町建設業協同組合(清水達成組合(長理事))に加入する37社179人が参加し、県道お

よび町道の清掃作業が行われました。道路に覆いかぶさった木々の伐採や草刈り、橋の欄干やカーブミラー磨き等が行われました。



川辺地区



中津地区



美山地区

ミツバチを飼育する皆様へ

セイヨウミツバチ、ニホンミツバチを飼育する方は届出が必要です

対象
ミツバチを飼育する方(趣味での飼育も含む)
ミツバチを飼育するため、巣箱を設置した方

提出期限
毎年1月末まで
※すでに飼育しており届出を出していない方も
随時受け付けております。

蜜蜂飼育届出



お問い合わせ・提出先
日高振興局 農業水産振興課
☎24-2946

ニホンミツバチでアカリダニ症の発生が急増中です

①アカリダニ症は、ミツバチの気管にダニが寄生し、ミツバチを死に至らしめる病気です。飛び立えず地面を這う蜂がいる場合は、アカリダニ症の可能性がります。これらの症状を確認した場合は、速やかに家畜保健衛生所までご連絡ください。

※アカリダニはミツバチ以外(人、動物)には寄生しません。

②調査協力をお願い
ニホンミツバチを飼育する方で、ミツバチ(20匹程度)を提供していただける方は、下記までご連絡ください。

お問い合わせ
アカリダニ症情報
紀南家畜保健衛生所 ☎0739-47-0974



集落排水施設をご利用の皆様へ 使用人員が増減したら届出をしてください!



転入・転出・死亡・出生等により、集落排水施設の使用人員に変更があった場合は、使用料金変更に係る届出が必要となりますので、役場へ書類の提出をお願いします。
※接続工事がまだお済みでない加入者につきましては、接続期限が過ぎていますので、お早めにお繋ぎください。

下水ポンプの故障が多く発生しています

ビニール・タオル・下着・衛生用品・ティッシュペーパー・たばこの吸い殻等の水を溶けない物を下水道に流しますと、ポンプの詰まりの原因になりますので、絶対に流さないよう注意してください。自宅の下水桝では、定期的にゴミなどを取り除き、清掃をお願いします。

また、誤って流した場合は、至急下記までご連絡ください。

お問合せ (川辺地区の方は)上下水道課 ☎22-4814 / (田尻地区の方は)中津地域振興課 ☎23-9503

合併浄化槽補助金の申込について



令和5年度浄化槽設置整備事業補助金の申込は10月末日までとなっています。申込期日が近づいていますので、新築または改築を予定・施工されている方は、お早めにお申込みください。また浄化槽設置工事は令和6年2月末までに完成してください。

事前に設置申込書の提出が必要ですので、詳しくは下記までお問合せください。

お問合せ 上下水道課 ☎22-4814 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への早期転換を

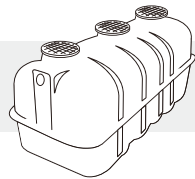
私たちが、台所や洗濯・風呂・トイレ等から流す生活排水は、川や海の水質汚濁の原因の一つになっています。単独処理浄化槽では処理されないトイレ以外の生活雑排水は、生活排水全体の有機汚濁のうち70%以上を占めるとわれています。このため、生活雑排水も併せて処理する「合併処理浄化槽」に比べて、水質汚濁数値が8倍にもなります。

※水環境を守ることを目的として、平成12年に浄化槽法が改正され単独処理浄化槽の新設は原則として禁止となり、既に設置されている単独処理浄化槽の使用者は、合併処理浄化槽への転換等に努めるものとされています。

詳しくは、下記までお問合せください。

お問合せ 上下水道課 ☎22-4814 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505

浄化槽の維持管理について



合併浄化槽および単独浄化槽使用者に対して、浄化槽法によって下記の「浄化槽管理者の義務」があります。(合併浄化槽10人槽以下を例とします。)

- 保守点検(浄化槽法第10条)：点検回数は4か月に1回以上
- 法定検査(浄化槽法第11条)：毎年1回、定期的に受ける水質検査検査手数料は5,300円です。(割引制度利用の場合は500円減額となります。)
- 清掃(浄化槽法第10条)：毎年1回以上、日高川町長の許可を受けた清掃業者で行う
法に基づいた適正な維持管理をお願いします。
なお、法定検査については下記の業者にお問合せください。

お問合せ 公益社団法人 和歌山県水質保全センター ☎073-432-6433 / 水質保全センター 有田川事務所 ☎0737-63-6161